

ハロカ(ハローズ電子マネー機能付きポイントカード)会員規約

第1章 総則

第1条(会員)

会員とは、本規約を承認され、株式会社ハローズ(以下「当社」という)に入会を申し込まれ、当社が入会を認めた方をいいます。

第2条(カードの発行・使用保管)

- (1)当社は会員に対し、ハローズ電子マネー機能付きポイントカード(以下「ハロカ」という)を発行し、貸与します。なお、ハロカの所有権は当社に帰属します。
- (2)満65歳以上のハロカ会員は年齢確認の手続きをもってシニア会員となり、シニア会員としてのサービスが受けられます。年齢確認は運転免許証・マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示により行なわせていただきます。
- (3)会員は、ハロカを貸与された時は直ちにハロカの署名欄に自署し、会員自身で管理・保管するものとします。
- (4)ハロカは、他人に貸与、譲渡、質入れ、担保設定または相続はできないものとします。また、会員がこれらの行為によって発生した損害は、会員の負担となります。
- (5)会員が本条(3)(4)項に違反して、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。
- (6)新規デジタルカードで会員登録をされた場合は、物理カードの発行はされません。

第3条(ハロカの紛失・盗難等と再発行)

- (1)会員がハロカを紛失し、又は盗難にあったときは、遅滞なく当社へ申し出いただくものとします。
- (2)前項に反し、何の連絡もせず他人に不正使用された場合、又はその他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3)ハロカは原則として再発行いたしません。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合(本規約の第12条及び第13条に基づき本人が確認出来た場合)に限り再発行するものとします。この場合、会員は当社所定のハロカ再発行手数料100円(税抜)を支払うものとします。
- (4)当社の都合によりハロカを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

第4条(退会並びにハロカの使用停止と返却)

- (1)会員の都合によりハロカを退会するときは、当社所定の届出書をもってその旨の届出を行い、直ちにハロカを切断後、当社で回収するものとします。
- (2)会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなくハロカの利用を停止し、又は会員の資格を取り消すことができるものとします。会員は当社がハロカの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。
 - 1)入会時に虚偽の申告をした場合。
 - 2)本規約のいずれかに違反した場合。
 - 3)ハロカを利用した店頭での購買及びハロカマネーのチャージを最後に利用した日から5年を経過した場合。
 - 4)その他、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (3)ハロカ回収に要した一切の費用は会員が負担するものとします。
- (4)会員が会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。
- (5)会員が死亡した場合には、利用者資格は喪失され、一切のハロカサービスを利用できなくなります。

(6)前項の場合、会員であった者(またはその遺族)は、当社の指示に従い、ハロカを返却するものとします。

第5条(届出事項の変更)

会員は、当社に届け出た住所・氏名・電話番号等に変更があった場合には、遅滞なく、変更後の本人確認書類を当社に提示するものとします。

第6条(付帯サービス等)

(1)会員は、当社が提供する付帯サービス及び特典(以下「付帯サービス」という。)を所定の方法により利用することができるものとします。付帯サービス及びその内容については、会員に対し通知または告知するものとします。

(2)会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。

(3)会員は、当社が必要と認めた場合には、会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止される場合があることを予め承諾するものとします。

(4)会員は、本規約4条(2)項の各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの一部又は全部が利用できなくなることを予め承諾するものとします。

第7条(規約の変更)

(1)本規約が改定され、当社から会員に対しその内容を通知もしくは告知した後にハロカをご利用された場合は、当該変更内容を承諾したものとみなします。

(2)前項の告知がなされた後、会員が退会することなく30日を経過した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第8条(反社会的勢力等の排除)

(1)ハロカ申込者(以下「申込者」といいます。また、本条においては申込者が会員になった場合を含みます。)は、申込者が現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

1)暴力団員(暴力団の構成員)及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

2)暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)

3)総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不正行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

4)社会運動等標榜ゴロ(社会運動若しくは政治活動を偽装し、又は標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)

5)特殊知能的暴力集団等(前各号に掲げるもの以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金のつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)

6)前各号に掲げる者(以下「暴力団員等」という。)の資金獲得活動に乘じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者(暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者)

7)その他前各号に準ずる者

(2)申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

1)暴力的な要求行為

2)法的な責任を超えた不当な要求行為

3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

5)その他前各号に準ずる行為

(3)当社は、申込者が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、申込者に対して、該当事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、申込者はこれに応じるものとします。

(4)当社は、申込者が本条(1)項若しくは(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるハロカの入会申込を謝絶、又は本規約に基づくハロカの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、ハロカの利用を行うことができないものとします。

(5)申込者が本条(1)項若しくは(2)項のいずれかに該当した場合、又は本条(1)項若しくは(2)項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、本条(3)項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との会員契約を継続することが不適切であると当社が認める時には、当社は、直ちに会員契約を解除できるものとします。

(6)前項の規定の適用により、当社に損害、損失又は費用(以下、「損害等」といいます)が生じた場合は、申込者は、これを賠償する責任を負うものとします。又、前項の規定の適用により、申込者に損害等が生じた場合も、申込者は、当該損害金等について当社に請求しないものとします。

第9条(準拠法)

会員と当社の諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法を適用するものとします。

第10条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額に応じて、当社の本社、本部を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第11条(消費税)

本規約にかかわる諸手数料・サービス料その他について消費税が賦課される場合、または消費税率が変更される場合は、会員は、当該消費税相当額または当該増額分を負担するものとします。

第12条(個人情報の収集・保有・利用・提供及び登録に関する同意)

当社は、ハロカの発行、ポイントの発行、利用状況の確認、会員情報分析、その他付帯サービスに関連する業務を行うための情報(以下、「個人情報」という)を、収集・保有・利用します。

1)氏名・生年月日・住所・電話番号、その他ご本人が申告した事項

2)申込日・会員番号・ポイント利用履歴・購入履歴等のポイントサービスに関する事項、付帯サービスの利用状況に関する事項

会員は、個人情報の収集・保有・利用・提供及び登録に関し、当社の個人情報保護方針と以下の内容に同意するものとします。

(1)当社が下記のため、個人の情報を収集し利用すること。

- 1) 現在ポイントや電子マネー照会等、会員本人様からの問い合わせに対する回答
 - 2) ハロカ紛失時の再発行処理。但し、ハロカ紛失時の再発行及び停止等の処理は、申込時に漏れなく正しい個人情報を記入されてない場合及び当社に届け出た住所・氏名等に変更があった際に、遅滞なく所定の届出書により当社に通知がなかった場合は、再発行処理及び停止処理に応じることができないこともあります。
 - 3) アンケートや当社取扱商品のお知らせのための DM 発行
 - 4) 商品品揃えや販売戦略立案のための購買分析
- (2) 当社及び当社と個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業が、正当な事業活動に利用するため、会員に宣伝印刷物の送付等の営業のご案内をすること。

第 13 条(個人情報の開示、訂正、削除について)

- (1) 会員は、当社に対して、会員自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
- (2) 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員は、当該情報の訂正または削除請求ができます。

第 2 章 ポイントサービス

第 14 条(ポイントの付与と利用)

- (1) 会員には、お買い物の際、特典としてポイントを付与します。付与されるポイントは、各店舗のポスター等をご覧ください。お買い物の際、精算前にこのハロカを係員にご提示下さい(精算後のポイント提供はいたしません)。
- (2) ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・煙草・宅配便代の代金の支払いに対してはポイントを付与いたしませんのでご注意ください。
- (3) 付与されたポイントは、お買物券の発行、もしくはハローズアプリにてハロカマネーへのチャージでご利用いただけます。

第 15 条(ポイントの有効期限)

- (1) 会員に提供するポイントの有効期限は、該当お買物月(ポイント付与された月)の 1 年後の月の末日とします。
※3 月に付与されたポイントは、翌年 3 月の末日が有効期限となります。
- (2) 前項に定める有効期限が経過したポイントは消滅します。
有効期限の翌日に、消滅したポイントのみ減算します。

第 3 章 お買物券その他

第 16 条(お買物券の発行と利用)

- (1) 会員は、ポイントの有効期限内に、チャージ機でお買物券を発行することができます。
- (2) お買物券は、お買い物の際、商品価格からの値引券として使用することができます。
- (3) お買物券と現金及び商品券との交換はできません。
- (4) お買物券での代金の支払いに対しては、ポイントを付与いたしませんのでご注意ください。

第 17 条(お買物券の有効期間)

お買物券の有効期間は、お買物券に印字されている発行日から2ヶ月間(2ヶ月後にあたる月の同日まで)です。2ヶ月後にあたる月の同日が存在しない7月31日・12月29・30・31日は以下のとおりいたします。

1)7月31日に発行された場合の有効期間は9月30日に満了します。

2)12月29・30・31日に発行された場合の有効期間は2月28日(うるう年は2月29日)に満了します。

第18条(ご相談窓口)

ハロカに関するご質問又は相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記までご連絡ください。

株式会社ハローズ ハロカコールセンター

〒701-0393 岡山県都窪郡早島町早島 3270 番地1 (お問合せ先番号)TEL0120-15-8602

受付時間:土・日・祝日及び年末年始(12月30日～31日・1月1日～3日)を除く平日の午前9時～午後5時迄

※お買い物についてのお問い合わせ・ご相談は、ご利用された店舗にご連絡ください。

(改定実施日:2024年10月24日より)

ハロカマネー（ハローズ電子マネー）利用規約

第1条(目的)

本規約は、株式会社ハローズ(以下、「当社」という。)が発行するハローズ電子マネー機能付きポイントカード(以下、「ハロカ」という。)の会員に対する付帯サービスとして提供される、当社が発行する電子マネーであるハロカマネーを、本規約に従って利用することができるサービス(以下、「ハロカマネー・サービス」という。)について定めることを目的とします。

第2条(定義)

本規約における次の用語の定義は、以下の通りとします。

- (1)ハロカマネーとは、当社が発行したハロカに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)ハロカマネー・サービスとは、会員がハローズ各店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下、「商品等」という。)の対価の全部又は一部の支払として、当社所定の方法によりチャージされたハロカマネーを利用することで、ハローズ各店から商品等の購入又は提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3)ハロカマネー機能とは、ハロカマネー・サービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4)会員とは、当社ハロカの会員の方をいいます。
- (5)チャージとは、当社所定の方法により、ハロカにハロカマネーを加算することをいいます。
- (6)ハロカマネー残高とは、会員が利用可能なハロカマネーの量をいいます。
- (7)ハロカ会員規約とは、ハロカの入会申込み時にご同意いただいたハロカ(電子マネー機能付きポイントカード)会員規約のことをいいます。

第3条(不正使用等の禁止)

会員は、ハロカの偽造・変造改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第4条(チャージ)

- (1)会員は、当社の直営のチャージ機またはレジ等にて、1,000 円単位でチャージすることができるものとします。ただし、1 度のチャージ金額は 49,000 円以下とします。
- (2)会員は、1 枚のハロカに対して、ハロカマネー残高が 5 万円超となるチャージはできないものとします。
- (3)チャージポイントは、レジ以外のチャージ機等でのチャージに付与するものとします。レジでのチャージは対象外となります。
- (4)アプリ会員はポイントをハローズアプリでハロカマネーにチャージできるものとします。ただし 1 度のチャージ金額は 49,000 円以下とします。

第5条(ハロカマネー・サービスの利用)

- (1)会員は、当社各店でハロカマネー・サービスを利用して商品等の購入又は提供を受けることができます。ただし、商品券・はがき・切手・印紙類・その他当社が別途定める一部商品については、利用できない場合があります。
- (2)会員が、当社各店でハロカマネー・サービスを利用して商品などの購入または提供を受ける場合、ハロカマネー残高から商品等又は提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3)会員は、当社各店において、商品等の購入又は提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法とハロカマネーを併用することができるものとします。ハロカマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当

社が定める方法により、支払うものとします。

(4)会員が、当社各店において商品等の購入又は提供を受ける場合に利用できるハロカ力の枚数は1枚に限るものとします。

(5)会員は、ハロカマネー・サービスを利用した場合は、交付するレシートに印字されるハロカマネー残高に、誤りがないかを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で、申し出がなされない場合には、会員は、当該ハロカマネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条(ハロカマネー残高)

(1)ハロカマネー残高は、ハロカマネー・サービス利用時のレシート、チャージ機、パソコン・携帯電話などのWebブラウザ、ハローズアプリから照会できるものとします。

(2)最後にハロカマネー・サービスを利用した日、又は最後にチャージした日から5年を経過した場合、ハロカマネー残高はゼロとなり、現金の払戻しもできないものとします。当該カードはハロカマネー・サービスが凍結され再チャージできないものとします。再度ハロカマネー・サービスの利用にはハロカ力の再発行が必要となります。(その場合は当社所定のハロカ再発行手数料100円(税抜)を支払うものとします。)最後にハロカマネー・サービスを利用した日、及び最後にチャージした日は、ハロカマネー・サービス利用時のレシート、パソコン、携帯電話等のWebブラウザで確認できるものとします。

(3)会員が、ハロカ力の退会又は会員資格を喪失した時点で、ハロカマネー残高はゼロとなり、原則現金の払戻しもできないものとします。

第7条(ハロカマネーの合算)

会員は、ハロカマネーを他のハロカ力に移転することはできないものとします。

第8条(ハロカマネー・サービスを利用できない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、ハロカマネー・サービスを利用した商品等の購入若しくは提供を受けること、並びにハロカマネー残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

(1)当社がハロカマネー・サービスを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合

(2)ハロカ力の破損、又はハロカマネー加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合

(3)保守管理等のためにシステムの全部又は一部を休止する場合

(4)その他やむを得ない事由による場合

第9条(会員資格の喪失)

会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員によるハロカマネー・サービスの利用を直ちに中止させ、ハロカマネー残高をゼロにすることができます。

(1)ハロカ又はハロカマネーを偽造又は変造若しくは改ざんした場合

(2)ハロカ又はハロカマネーを不正に使用・利用した場合

(3)その他、会員が本規約、ハローズアプリ利用規約に違反した場合

第10条(換金等不可)

第15条の場合を除き、ハロカマネーの換金又は現金の払戻しはできないものとします。

第 11 条(ハロカの破損・汚損・磁気不良時の再発行)

ハロカの破損・汚損・磁気不良等により、ハロカが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたハロカマネー残高が再発行されたハロカに引き継がれるものとします。

第 12 条(ハロカの紛失・盗難等の再発行)

(1)紛失盗難によりハロカが再発行された場合、当社によるハロカの利用停止措置が完了した時点のハロカマネー残高が、再発行されたハロカに引き継がれるものとします。ただし、会員番号がわからない場合及び本人確認ができない場合は、利用停止処理ができない場合があります。尚、再発行までにハロカマネー残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。

(2)会員が、ハロカの紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、会員は了承するものとします。尚、利用停止措置が完了する前に、ハロカマネー残高を第三者に利用された場合、又は、その他何らかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

(3)紛失・盗難によるハロカの再発行の手続及び再発行手数料はハロカ会員規約に準ずるものとします。

第 13 条(個人情報の収集・利用)

会員(本条においては、ハロカマネー・サービスの申込みをしようとする方を含みます)は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に届出た事項及びハロカマネー・サービスの履歴等の情報(以下、「個人情報」という)を、当社がハロカ会員規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第 14 条(規約の変更)

(1)当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員がチャージ、ハロカマネー・サービスを利用した商品等の購入、ハロカマネー残高を照会した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

(2)前項の告知がなされた後、会員が退会することなく 30 日を経過した場合には、当社は会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 15 条(ハロカマネー・サービスの終了)

(1)当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、ハロカマネー・サービスを全面的に終了することができるものとします。

- ①社会情勢の変化
- ②天災地変
- ③法令の改廃
- ④その他当社のやむを得ない都合による場合

(2)前項の場合、会員は当社の定める方法により、ハロカマネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。但し、当社が前項の通知を行ってから 2 年を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議無く承諾するものとします。

(3)ハロカの番号が判明しない場合又はハロカマネー未使用残高が判明しない場合には、当社は返金の義務を負わないものとします。

第 16 条(制限責任)

第 8 条に定める理由及びその他の理由により、会員がハロカマネー・サービスを利用できないことで当該会員に生じた不利益又は損害について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益又は損害が当社の故意又は重過失による場合を除きます。なお、当社に故意又は重過失がある場合でも、当社は逸失利益については損害賠償の責任を負わないものとします。

第 17 条(通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所に宛てて通知をすれば足るものとし、当該通知の到達が遅延し、又は到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなすものとします。

第 18 条(業務委託)

当社は、本規約に基づくハロカマネー・サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 19 条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合は、会員と当社の間で解決するものとします。万一訴訟を必要とする場合は、訴額に応じて、当社の本社又は本部を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 20 条(準拠法)

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとします。

第 21 条(ご相談窓口)

ハロカマネー・サービスに関するご質問又は相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記までご連絡ください。

株式会社ハローズ ハロカコールセンター

〒701-0393 岡山県都窪郡早島町早島 3270 番地1 (お問合せ先番号) Tel.0120-15-8602

受付時間: 土・日・祝日及び年末年始(12月30日～31日・1月1日～3日)を除く平日の午前9時～午後5時迄

※お買い物についてのお問い合わせ・ご相談は、ご利用された店舗にご連絡ください。

(改定実施日:2024 年 10 月 24 日より)